

山形県東根市移住・定住パンフレット

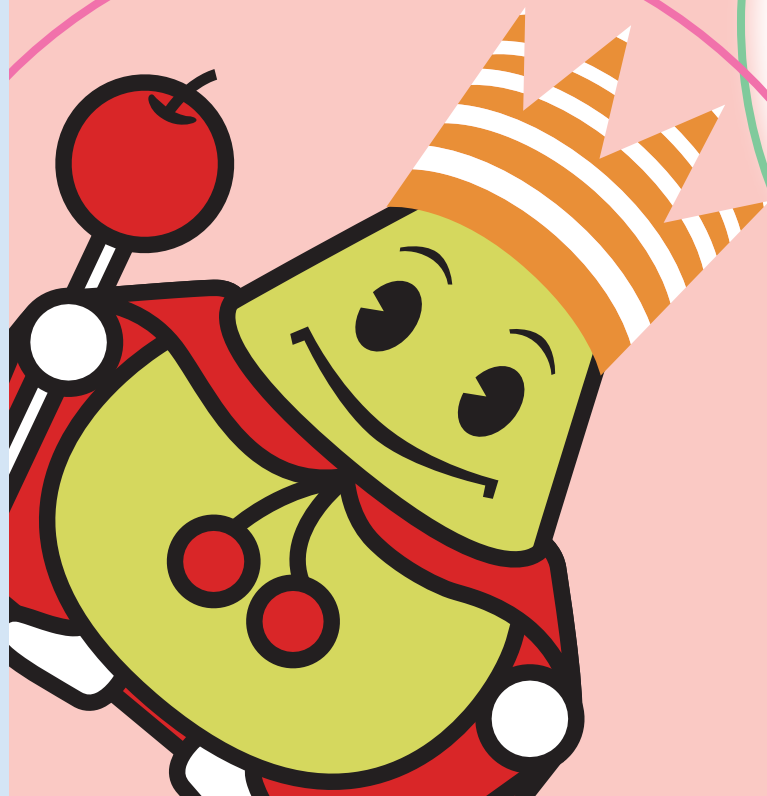
ひがしねに暮らそ

令和5年度版



来てよし!!

住んでよし!



東根市ってどんなところ?
←←コチラからチェック!

ひがしねし

発行:

東根市総務部 総合政策課地域振興・交流係
〒999-3795 山形県東根市中央一丁目1番1号
TEL0237-42-1111



0051

東根市の住宅支援制度について
コチラからめくってチェック!→→

東根市定住促進事業助成金

定住することを目的に、市内に自ら居住するため住宅を新築または購入し、転入した人に対して助成金を交付します。

入居してから一年以内に申請してください

【対象住宅】

建築費または購入費が500万円以上の住宅

【助成対象者】

対象住宅の所有者で、次の全ての要件を満たす転入者が助成対象者となります。

- ① 転入をした日の前日から起算して過去3年において市内に住所を有していない人
- ② 転入をした日から起算して対象住宅に入居をした日までの期間が3年未満の人
- ③ 本人および同居家族全員に市税などの滞納がない人
- ④ 居住地の自治会に加入した人

【助成金の額】

助成金の額は15万円です。

また次の要件に該当する場合、助成金の額が加算されます。加算額など詳細は、担当課へお問い合わせください。

○子育て加算

助成対象者が**高校生(18歳)以下**の子ども(入居した時点)と同居している場合

○地区加算

対象住宅が、大富地区、小田島地区、東郷地区、高崎地区、長瀬地区にある場合

○中古住宅加算

対象住宅が中古住宅の場合



ひがしね移住生活応援事業補助金

東京圏から移住し就業・起業した方へ、移住支援金を支給します

【補助対象者】 ※下記以外に一定の要件に該当する必要があります。

- ① 移住直前の10年間で通算5年以上かつ直近1年以上、東京23区内に在住 または 東京圏【神奈川県・埼玉県・千葉県(条件不利地域を除く)】から東京23区へ通勤していた人。

※ 東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も対象期間に加算可能

- ② 移住支援金の申請日から5年以上、東根市内に居住する意思を有している人。

【申請期間】 東根市内に転入してから3ヶ月以上1年以内

【就業等の条件】

- ① 都道府県が設置したマッチングサイトに掲載する移住支援金の対象企業で採用され3か月以上勤務している。
- ② テレワークにより、移住前の業務を引き続き行なっている。
- ③ 起業支援金の交付決定を受けており、かつ、補助金の申請時において当該交付決定日から1年以内である。

【補助金額】 2人以上の世帯の場合、100万円。単身の場合、60万円。

18歳未満の世帯員を帯同して移住した場合、18歳未満の世帯員1人あたり100万円の加算あり。

移住世帯向け食の支援事業

県外から東根市へ転入された世帯へ、米、味噌、醤油を1年分支給します。



【提供の対象となる世帯】

- (1) 東根市へ令和5年3月1日から令和6年2月29日までに転入された世帯[届出日ではなく転入日]
- (2) 転入前に、県で定める公的相談窓口等を利用していること
- (3) 世帯主が会社等の転勤による異動や進学による異動でない世帯

【提供数量】

米(つや姫)・・・2人以上世帯:60kg/単身世帯:40kg
味噌、醤油(醤油味噌組合が指定する製品)
・・・2人以上世帯:3kg・3ℓ/単身世帯:2kg・2ℓ

東根市住まい応援事業費補助金



新築または住宅リフォーム工事を実施する人を対象に補助を行います。また、一定の要件を満たす場合、補助率や補助限度額が引き上げられます。

【補助要件】 ※山形県、東根市共通

① 補助対象者

東根市に住民登録し、住宅を所有して居住している人（新築、中古住宅を購入して行うリフォーム、空き家活用の場合は市外居住でも可）

② 補助金額

東根市 補助率 1/10、1/6 上限 12～15 万円

山形県 補助率 1/10、1/6 上限 12～15 万円

補助率・上限額は世帯要件、要件工事によって異なります。詳細はお問い合わせください。

③ 施工業者

市内業者（県の補助を受ける場合は、市内業者でかつ県内に本店を有する業者であること）

④ 対象工事

新築又は住宅リフォーム工事で、母屋に係る工事費が 10 万円以上（税込）のもの（新築は市補助のみ）。

市補助 令和 6 年 3 月 18 日までに実績報告書を提出できるもの。

県補助 令和 6 年 2 月 19 日までに実績報告書を提出できるもの。

※補助金交付決定前に着工したものは、認められません。
※申請受付については、予算がなくなり次第終了します。

【山形県の補助を受ける要件工事】

リフォーム工事の場合は、県と市から補助を受けることができますが、県の補助を受ける場合は、要件工事のうち一定の基準点を満たす工事を行う必要があります。

要件工事	工事内容(代表的な工種)
① 新・生活様式対応工事	モニター付インターホン、タッチレス水栓設備工事 など
② 減災・部分補強工事	既存壁の筋交い補強や屋根の軽量化工事 など
③ 寒さ対策・断熱化工事	外壁、天井、床および窓やドアの断熱化工事。浴室、脱衣室、トイレ、廊下のいずれかに設備工事を伴う暖房機器を設置する工事 など
④ バリアフリー化工事	和式トイレから洋式トイレへの交換や住宅内への手すり設置工事 など
⑤ 克雪化工事	屋根の雪止め、融雪設備の設置工事など
⑥ 県産木材使用工事	一定基準以上の県産木材を使用したリフォーム工事や増築工事 など

※対象とならないリフォーム工事もありますので、詳しくは商工観光課までお問い合わせください。

【補助率と補助限度額】

世帯要件の詳細については、お問い合わせください。なお、世帯要件・要件工事によって提出書類が異なりますので、ご注意ください。

世帯要件	市単独	県要件工事該当
	新築工事 または 県の要件工事に該当しない工事	要件工事①～⑥に該当する工事
一般世帯	市:補助率1/10（上限15万円）	市:補助率1/10（上限12万円） 県:補助率1/10（上限12万円）
新婚世帯 移住世帯 子育て世帯		市:補助率1/6（上限15万円） 県:補助率1/6（上限15万円）

お問い合わせ・申し込み先 商工観光課（東根市役所 2 階） TEL 内線 3111・3112・3119

東根市生垣設置奨励事業補助金

生垣の設置をお考えの人に、生垣用の樹木購入費用の一部を補助する制度です。

【補助要件】 道路や公園などの公共施設に面する部分を1m以上含み、生垣の長さが3m以上であること。

【補助金額】 樹木購入費用(税込)の 1/2 以内の額で、5万円を限度とします。

【申込方法】 申請書に必要事項を記入し、工事着工の 10 日前までに提出してください。

お問い合わせ・申し込み先 建設課（東根市役所 2 階） TEL 内線 2732・2733

東根市住宅用太陽光発電システム等設置支援事業

住宅用太陽光発電設備および蓄電池設備の設置に要する費用の一部を補助します。
詳細についてはお問い合わせください。



	太陽光発電設備	蓄電池設備
【補助要件】	自ら居住する市内の住宅へ、要件を満たす太陽光発電システムを設置すること。	補助対象となる太陽光発電設備の設置と併せて設置するもの。または、既存の太陽光発電設備に接続するため新たに設置するもの。
【補助金額】	1kW あたり 3 万円 （上限 12 万円）	1kWh あたり 2 万円 （上限 10 万円）

※事前着工は認められませんので、ご注意ください。

東根市ペレットストーブ等設置支援事業

ペレットストーブまたは薪ストーブの設置に要する費用の一部を助成します。
詳細についてはお問い合わせください。

【補助対象】	ストーブ本体の購入及び設置に要する経費や煙突等の配管に係る経費
【補助金額】	補助対象経費の 3 分の 1 以内 （上限 10 万円）

※事前着工は認められませんので、ご注意ください。

東根市合併処理浄化槽設置整備事業／東根市浄化槽整備促進事業

家庭から出る排水を処理するために設置する合併浄化槽の設置に要する費用の一部を補助します。
補助金額など詳細についてはお問い合わせください。

【補助額】	5人槽	7人槽	10人槽
基本額	390,000 円	474,000 円	660,000 円

浄化槽を設置する地域や、工事の種類によって補助金額が加算される場合があります。

※事前着工は認められませんので、ご注意ください。

東根市省エネ住宅普及促進事業

市内に自己居住用として、省エネ住宅を新築、又は購入する方に1棟あたり 30 万円を補助します。詳細についてはお問い合わせください。

【補助対象住宅】

＜1＞住宅の新築の場合、建売住宅の購入（新築工事完了前に売買契約を締結）の場合

- 山形県から「やまがた省エネ健康住宅認定証」の交付を受けた住宅
- 「新築工事完了日（建築基準法に規定する検査済証の交付日）」と「やまがた省エネ健康住宅認定証の交付日」のいずれか遅い方の日付が補助対象年度中の住宅

＜2＞建売住宅の購入（新築工事完了後に売買契約を締結）の場合

- 山形県から「やまがた省エネ健康住宅認定証」の交付を受けた住宅
- 補助対象年度中に引き渡しを受けた住宅
- 完成から引き渡しまでの間に、居住用に使用されたことのない住宅

東根市省エネ家電普及促進事業

省エネ性能の高い家電製品への買い替えに補助金を交付します。

対象となる家電製品	エアコンおよび冷蔵庫 市内の店舗で購入した新品・未使用の上記の家電製品のうち、購入時点で経済産業省が定める環境性能多段階評価が星3以上のもの。補助対象者及び補助対象者と同一世帯で1製品のみが補助対象です。
補助金額	補助対象経費が 15 万円以上の場合3万円 10 万円以上 15 万円未満の場合2万円 5万円以上 10 万円未満の場合1万円

※購入後の申請になりますので、上記の「対象となる家電製品」に該当しているか必ず確認してから家電製品を購入してください。

